慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法五三六〕会社の行った会計処理について、公正なる会計慣行に適合しない違法性を認めることはできず、したがって実施した配当には配当可能利益を欠くような違法が認められないとされた事例：三洋電機違法配当事件(大阪地判平成二四年九月二八日判決)
Sub Title	
Author	藤田, 祥子(Fujita, Shoko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.8 (2013. 8) ,p.107- 124
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130828-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　五三六〕

会社の行った会計処理について、公正なる会計慣行に適合しない違法性を認めることはできず、したがって実施した配当には配当可能利益を欠くような違法が認められないとされた事例―三洋電機違法配当事件―

（大阪地判平成二四年九月二八日、大阪地裁平成二一㈼六八八八号損害賠償請求事件、請求棄却（控訴）金融・商事判例一四〇七号三六頁、判例時報二一六九号一〇四頁）

〔判示事項〕

適用初年度であっても金融商品会計基準は、上場企業において、有価証券報告書を提出するに当たり、これに従うことが法的に強制されていたから（旧証券取引法一九三条、財務諸表等規則一条一項二項）、会計実務において広く反復継続して実施されることがほぼ確実であり、金融商品会計実務指針は、金融商品会計基準に従う企業においては同様に実施されることがほぼ確実なものということができる。そうすると、金融商品会計基準等については、例外的に慣行性を認めてよい。このような場合、金融商品会計基準等の文言の一般的かつ合理的な解釈から導かれる会計処理の方法が会計慣行の内容となると解するのが相当である。

〔参照条文〕

平成一七年法律第八七号による改正前の商法（旧商法）三二条二項

平成一四年法律第四四号による改正前の商法（平成一四年改正前商法）二八五条ノ四第二項、二八五条ノ六第三項、二八七条ノ二

〔事　実〕

A株式会社は、平成一三年三月期から平成一六年九月中

間期までの間、関係会社株式減損につき、減損要否検討対象会社を原則として債務超過一〇億円以上の子会社等に限定した。そしてそれらの子会社等については、五年累損解消計画を作成し、同計画を前提として五年後の累損解消不足額についてのみ減損処理を行い、翌期以降は五年累損解消計画の計画利益数値に対し、実績の利益数値がこれを下回った場合に未達額のみを当期において減損した。また平成一三年三月期から平成一七年三月期までの間、自ら重要と判断した債務超過の会社しか貸倒引当金を計上しないことがあった。そして平成一三年三月期から平成一七年三月期にかけて貸付金額を超える債務超過を抱える関係会社について一切、関係会社損失引当金を計上しなかった。

A株式会社は、過年度決算調査委員会を設けて平成一三年三月期から平成一七年三月期までの決算を調査し、平成一九年一二月二五日、同決算が金融商品会計基準等に準拠した関係会社株式減損にかかる会計処理、関係会社に対する貸倒引当金及び関係会社損失引当金の計上（以下「関係会社株式減損処理等」とする）を行っていなかったことを理由に、平成一三年三月期ないし平成一九年九月中間期までの決算短信、中間決算短信及び平成一五年三月期から平成一九年三月期までの有価証券報告書、半期報告書の訂正を行った（以下「本件訂正」という）。

本件訂正は、外資系株主の影響力の下、米国監査法人の監査を受ける必要があったことや会計監査人自身が会計基準を保守的に適用しなければならない状況下にあったことを背景とし、金融庁やB監査法人及びA株式会社の協議によって定められたルールに従ってなされたものである。

証券取引等監視委員会は、平成一九年一二月二五日、A株式会社が、平成一七年九月中間期における純資産額が本件訂正と同額の一七四六億四一〇〇万円であるのに、関係会社株式の過大計上及び関係会社損失引当金の過少計上により二二六八億七二〇〇万円と記載した平成一七年九月中間期半期報告書を提出したことについて「重要な事項につき虚偽の記載がある」として、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、八三〇万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告した。A株式会社は、金融庁に対し、平成一七年九月中間期の半期報告書の提出について、重要な事項に虚偽の記載がある半期報告書を提出した法令違反の行為があったことを認め、課徴金納付命令を受けたことから課徴金八三〇万円を納付した。金融庁は、平成一三年三月期から平成一七年三月期までのA株式会社の財務書類について重大な虚偽のないものと証明した公認会計士に対し、業務停止二年

の懲戒処分を行った。

そこで株主であるX（原告）が、平成一四年九月中間期から平成一六年九月中間期までに行われた配当（以下「本件配当」という）は、関係会社株式減損処理等の会計処理が公正な会計慣行に準拠していなかったことによって配当可能利益がないのになされた違法配当であると主張して、配当を決議した取締役Y_1ら（被告）に対して旧商法二六六条一項一号に基づく損害賠償、決議に欠席した取締役Y_2ら（被告）に対して監視義務違反による同法二六六条一項五号に基づく損害賠償、監査役Y_3ら（被告）に対して善管注意義務違反による同法二七七条に基づく損害賠償を求めて、A株式会社を代表して訴えを提起した。

〔判　旨〕

請求棄却（控訴）

公正なる会計慣行の意義

「旧商法三二条二項の「公正なる」とは、商人の営業上の財産及び損益の状況を明らかにするという商業帳簿を作成させる商法の目的からみて公正であることをいう。その目的は、主として商人（企業）の利害関係人に対し、営業上の財産及び損益の状況を明らかにすることにある。結局、「公正なる」といえるか否かは、上記の目的に照らして、当該会計処理の基準が、社会通念上、合理的なものであるといえるかどうかによって決せられる。……

次に、「会計慣行」とは、民法九二条における「事実たる慣習」と同義に解すべきであり、一般的に広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返して行われている企業会計の処理に関する具体的な基準や処理方法をいう。会計慣行が特定の業種に属する企業において広く行われ、かつ相当の時間繰り返して行われているという事実があってはじめて、当該会計慣行が「公正なる会計慣行」となる。これによって会計慣行とされた会計処理の方法が、義務的な行為規範として旧商法三二条二項を介して法的な強制力を持ち得ると解される。……

また、旧商法三二条二項が「斟酌すべし」と規定する趣旨は、「公正なる会計慣行」が商業帳簿の作成に関する商法総則の規定や株式会社の計算に関する規定の解釈の指針となるべきことを明らかにしたものである。もっとも、商業帳簿に関する規定を解釈するに当たり他の事情を斟酌することが禁じられているわけではない。結局、「斟酌すべし」とは、「公正なる会計慣行」が存在する場合、特段の事情がない限り、それに従わなければならないという意味

に解すべきである。……

旧商法三二条二項が「会計基準」という用語ではなく「会計慣行」という文言を用いて、立法作用によらずに企業会計の基準を変更し得ることを容認した趣旨からすると、企業会計の実務の動向を考慮することが当然の前提となる。「慣行」という以上、広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返して行われていることが必要であり、その内容が合理的なものであっても、そのことだけで直ちに「会計慣行」になるものではない。

もっとも、旧商法三二条二項が、会計慣行の斟酌を命じることにより、企業会計の実務の発展に法が適時に対応することを容認している趣旨に照らすならば、ある会計基準の指示する特定の会計処理方法が、その基準時点とされる時点以後、ある業種の商人の実務において広く反復継続して実施されることがほぼ確実であると認められるときには、例外的にその会計処理方法が同条項にいう「会計慣行」に該当する場合があると解される（東京高等裁判所平成一八年一一月二九日判決・判例タイムズ一二七五号二四五頁参照）。」

関係会社株式減損について

「……まず、平成一三年三月期における会計慣行について検討する。

……市場価格のない株式の減損処理に関する会計基準として平成一三年三月期までに存在した基準としては、税法基準としての法人税基本通達九―一―一〇がある……。他方、金融商品会計基準等……は、平成一三年三月期から適用開始となっている。両者を対比すると、市場価格のない株式の減損処理についての判断基準として、①時価による実質価額が取得価格の五〇％以下となること、②相当期間での回復可能性のないことの二点を考慮している点について共通している。会計審議会意見書において、金融商品会計基準等が従来の会計慣行を踏襲したとされていること……も併せて考えると、少なくとも前記①及び②の基準によって減損処理の要否を判断するのが平成一三年三月期における会計慣行として確立していたということができる。

……ところで、上記①の基準については、客観的に明らかになるものであるが、②の基準は一義的に明らかになるものではない。どの程度の期間でどのような基準で回復可能性の有無を判断するのかについては、法人税基本通達九―一―一〇において「近い将来」と定めるのみであり……金融商品会計実務指針二八五項に「十分な証拠によって裏付けられるのであれば」との定めがあるのみである。どの

ような状態になれば回復可能性ありといえるのかについて確たる基準はない……。

……以上からすると、平成一三年三月期の時点で、回復可能性を判断する一義的な基準は会計慣行として確立していなかったと推認できる。

……そこで、当時の回復可能性の判断基準について検討するに、まず、株式の実質価額とは、会社の保有する有形無形のすべての資産を時価評価して算定されるものである。さらに、回復可能性とは、将来の不確実な事象に関し、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいてする予測である。したがって、株式の実質価額の回復可能性の判断については、当該会社の事業内容、規模、性質、業態のほか、それらに基づいて策定される事業計画・方針など経営判断事項の影響を避けて通れないということができる。

中でも、子会社株式の価格の回復可能性というものは、将来的に親会社が当該子会社を含めたグループ全体をどのように経営していくか、親会社グループ内での当該子会社の位置づけや親会社の支援方針という親会社の経営判断の影響を強く受ける。そうすると、回復可能性の有無は、判断基準が一義的に会計慣行として確立されていない状況の下では、上記の諸般の事情を総合考慮して判断せざるを得ない。その判断を最もよくなし得るのは、当該会社について精通し、経営の専門家である親会社及び子会社の経営者に外ならない。

他方、経営者は、様々な事情により当該会社の資産状況について実態以上に良好であるとの外観を作出しようと恣意的な判断に流れる危険性があることも事実である。そこで、回復可能性の有無については、基本的には経営者の判断を尊重すべきであるが、これを無限定に採用するのではなく、その判断に合理性があったかどうかという観点から判断されるべきである。そして、回復可能性の判断の合理性を判断するに当たっては、親会社・子会社の規模、各事業内容や業態、事業計画の内容、事業計画策定の基礎資料の有無・内容、子会社関係会社を含めた事業方針など回復可能性の判断過程において考慮されるべき諸事情を総合考慮して決すべきである。

……次に、平成一四年三月期以降における会計慣行について検討する。

……平成一四年三月期において、平成一三年改正後の金融商品会計実務指針の適用が開始された……。しかし、適用初年度であるから、一般的に広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返して行われているとはいえず、当然に

は慣行性があるとはいえない。もっとも、金融商品会計基準は、上場企業において、有価証券報告書を提出するに当たり、これに従うことが法的に強制されていたから（旧証券取引法一九三条、財務諸表等規則一条一項二項）、会計実務において広く反復継続して実施されることがほぼ確実であった。そして、上記の金融商品会計実務指針は、金融商品会計基準に従う企業においては同様に実施されることがほぼ確実なものということができる。そうすると、金融商品会計基準等については、例外的に慣行性を認めてよい。

このように、平成一三年改正後の金融商品会計実務指針については、事実の積み重ねではなく、金融商品会計基準等が一定の企業において実施が確実であるという点から慣行性が肯定されるのである。このような場合、金融商品会計基準等の文言の一般的かつ合理的な解釈から導かれる会計処理の方法が会計慣行の内容となると解するのが相当である。

……以上を前提に、平成一三年改正後の金融商品会計実務指針二八五項の文言……をみると、回復可能性の判断をおおむね五年間という期間で判断することは明らかであるものの、どのような場合であれば業績回復が予定どおり進まないと判明した場合に当たるかについては、「その後の実績が事業計画等を下回った場合」という例示がされているのみであって、これだけでは判断基準として一義的に明確とまではいえない。

……さらに、事業計画に基づく業績回復が予定どおり進まないという判断については、金融商品会計実務指針策定に関与した専門家のコメント……によれば、平成一三年改正後の金融商品会計実務指針二八五項「業績回復が予定どおり進まない」場合とは、会計実務上は未達が大きすぎるかどうかという程度の基準でしかなく、回復可能性ありとの判断の基となった事業計画の実現が危ぶまれる事態が発生した場合と解釈するのが文言に照らして自然であり、その後事情の変更があった場合には、事業計画における施策遂行の確実性や施策の実現可能性等を再検討し、回復可能性を再度検討すべきということである。そして、実務上、回復可能性については七〇％程度までの回復と解釈されていた。そうすると、同項の「業績回復が予定どおり進まない」という判断については、実績が事業計画を下回った事実のみをもって判断することでは十分とはいえない。同事実に加え、当該決算期における事情と事業計画の内容とを照らし合わせ、事業計画における施策遂行の確実性や施策の効果がどの程度実現するかを考慮し、その後の事業計画

の遂行により取得価格の七〇％程度までの回復が実現するかどうかという基準をもって判断すべきである。そして、事業計画における施策遂行の確実性等の判断は、業績回復が予定どおり進むかどうかという回復可能性の判断の一態様であるから、前同様、経営者の判断の合理性の有無という観点から決するのが相当である。

……Aは、具体的な資料に基づいて、専門家も交えて検討した上で回復可能性について判断しているし、本件累損解消計画の内容も格別不合理なものとはいえないから、平成一三年三月期における回復可能性の判断が不合理であったとまでいうことはできない。

……平成一四年三月期以降の関係会社は、「業績回復が予定どおり進まない」状態にあったとまでいえず、Aにおいて、平成一四年三月期以降において関係会社株式減損を行わなかったとしても、公正なる会計慣行にもとる違法なものであったということはできないというべきである。

……本件訂正は、Aが金融商品会計基準等を保守的に適用すべきとの周囲の圧力を受けていた中で、金融庁との協議の結果、金融商品会計基準等の範囲内で簡便かつ保守的な会計処理方法を選択することになったため、金融商品会計基準等が保守的に適用されたと評価することができる。したがってAの会計処理がこれと異なるからといって直ちに金融商品会計基準等に準拠していないとか、公正なる会計慣行に反しているなどということはできないというべきである。

……金融庁の処分は、……本件訂正による純資産額とAが決算時に行った会計処理に基づく純資産額とが異なることをもって、有価証券報告書に虚偽の記載があったとしており、本件訂正が金融商品会計基準等に適合する唯一の会計処理であるとの前提に立つものである。しかし、Aの関係会社株式減損が公正なる会計慣行に反するとは必ずしもいえないこと、本件訂正が同基準等に適合する唯一の会計処理であるとまではいえないことは既に述べたとおりである。そうすると、金融庁の処分があるからといって、Aの関係会社株式減損が旧商法上違法であるとの決め手にはならないと解するのが相当である。なお、金融庁の処分においては、関係会社損失引当金の計上について、……旧商法上は義務的ではなく、これをしなかったからといって違法の問題は生じないにもかかわらず、過少計上による虚偽記載があったとしている。したがって、金融庁の処分は、旧商法上の会計処理の違法性判断とは異なる判断をしているとも評価できるから、Aの会計処理が直ちに旧商法上も違

法であるということにはならない。しかも、金融庁がした課徴金納付命令は、Aがたやすく事実を認めたことによって審判期日を開くことなく発出されたものであり（金融商品取引法一八三条二項）、金融庁の審判手続において、内閣総理大臣の指定する職員（同法一八一条二項）とAの双方当事者が攻撃防御を尽くして、証券取引等監視委員会の勧告した事実の存否を判断したことによって発出されたものではない。すなわち、金融庁の課徴金納付命令は、Aの自認の産物であって、そのような顛末が、Aの企業規模に比べると八三〇万円という課徴金の額が低いことや、当時のAの背景事情……の影響を受けた可能性を否定できない。そうすると、金融庁が課徴金納付命令を発出したからといって、Aの会計処理が直ちに旧商法に違反するということにはならない。」

貸倒引当金について

「……貸倒引当金の計上を認める要件としては、一つに債務超過にあること、もう一つが事業好転の見通し（税法基準）、経営改善計画の実現可能性（金融商品会計実務指針）が掲げられている点で共通している。金融商品実務会計指針については、平成一三年三月期から適用となるものであり、直ちに慣行性を認めることはできないが、従前から適用されている税法基準と共通しているのであるから、この点において慣行性を認めて差し支えない。……前記の事業好転の見通しや経営改善計画の実現可能性については、既に検討した回復可能性の判断と同一となると解するのが相当である。」

関係会社損失引当金について

「関係会社損失引当金について、……平成一四年改正前商法二八七条の二……の規定ぶりからすれば、関係会社損失引当金の計上は、各会社に委ねられており、義務付けられていると解することはできない。……「計上スルコトヲ得」という文言は、会計慣行を斟酌するまでもなく任意的裁量規定であることは明らかであるから、Xの主張は失当である。」

〔研　究〕

判旨の結論には賛成だが、理論構成に一部反対。

一　本件は、ある会計処理が「公正なる会計慣行」に反していたか否かについて判断を下した事例である。

本件では、有価証券報告書が訂正され、本件訂正によれば、平成一四年九月期から平成一六年九月期までは配当利益がないのに配当したという違法配当が問題となった。有

価証券報告書の財務書類と計算書類は、現在ではほとんど同様の内容になっているが、本件では有価証券報告書のみが過年度訂正（平成一五年三月期から平成一九年三月期）され、計算書類は一括修正（訂正された有価証券報告書にあわせて最終年の平成一八年四月一日から平成一九年三月三一日の事業年度につき過年度損益修正額で一括計上した計算書類の承認を平成二〇年三月六日に開催された臨時株主総会で決議）されたため、同時期の有価証券報告書の財務書類と計算書類の内容が異なることにまず特徴がある。次に有価証券報告書の訂正を行ったことにより虚偽記載を理由として課徴金納付命令を受け納付したこと及びその監査（平成一三年三月期から平成一七年三月期）に関与した公認会計士が業務停止の懲戒処分を受けたことも本件の特徴である。以上指摘したとおり、本件固有の特徴が多くあり、それらが違法配当か否かを判断するにあたってどのような関係があるのかをみていくこととする。まず課徴金（旧証券取引法一七二条の二）についてであるが、平成一七年改正証券取引法により、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書等の継続開示書類の虚偽記載もその対象となった。課徴金制度は、虚偽記載等の違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課す行政上の措置である（三井秀範編著『課徴金制度と民事賠償責任条解証券取引法』一三頁）。そのため犯罪に対する責任非難の性格を有する制裁としての刑罰とはその目的・趣旨が異なる。虚偽記載の罪の成立には、行為者に故意が必要であるが、課徴金は責任非難の観点を考慮する必要のない行政上の措置であるため、特定の者の故意はもちろんのこと、過失も不要である。したがって刑事罰とは異なり、意図的な虚偽記載でない会計処理の誤りであっても、客観的に虚偽記載に当たる事実が認められれば課徴金の対象となる。以上のように法人内の故意・過失が不要であるため、証券取引等監視委員会・金融庁に課徴金を課さないという裁量の余地はない（長島・大野・常松法律事務所＝あずさ監査法人編『会社不祥事対応の実務』一七〇頁、岸田雅雄監修『注釈金融商品取引法〈第三巻〉』二一二、二一八頁〔田中利彦〕）。本判決では、課徴金納付命令の発出したことをもってただちにA株式会社の会計処理が旧商法違反であるとはしない理由として①課徴金納付命令は、A株式会社の自認の産物であること、②企業規模に比較して課徴金の額が低いこと、③当時のA株式会社の背景事情の影響を受けた可能性を否定できないことをあげているが、これらを理

由とするのは疑問の余地があり、上述したように一定の事実があれば課徴金を課さないという裁量の余地がないことが理由であると考える（課徴金納付命令に対して日本風力開発株式会社が争っている。同社は、平成二五年三月二九日付にて証券取引等監視委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、平成二一年三月期有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令及び課徴金三億九九六九万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を受けた）。

次に公認会計士が業務停止の懲戒処分となったが、A株式会社の調査対象期間に財務書類の監査を行い、重大な虚偽のないものと証明したことを理由に金融庁が旧証券取引法に基づき処分を行ったものであり、配当可能利益は旧商法上の計算書類に基づくものであるため、財務書類と計算書類の内容が現在ほとんど同様の内容であるとはいえ、その一事をもって本件の会計処理が違法であるとする直接の理由にはならない。

そうすると本件のように平成二〇年三月期以降の計算書類・財務書類は整合性が保たれるが、過年度決算について同じ会社で二つの異なる財政状態及び業績が開示されることが最後に問題となる。有価証券報告書では継続開示の性質上期間損益の比較が重視される。しかし会社法に基づく計算書類については、訂正前の計算書類は適法に確定しており、適法に確定した計算書類などを後日訂正できるかどうかについて疑義があることなどから、発見年度の決算において一括計上を行っているのが実務上は多いと思われる。当時の会計基準及び慣行上、一括計上法と遡及修正法との両方が認められている限り、このような計算書類と財務書類の不整合も違法な扱いではないと思われるという指摘がある（弥永真生編『過年度決算訂正の法務』一二〇頁）。この点につき判旨は「旧商法三二条二項においては、旧証券取引法の「企業会計の基準に従う」という文言とは異なり、「会計慣行を斟酌」するという規定ぶりとなったのであるから、旧証券取引法と旧商法において異なる結論となっても不合理ではないし、旧商法三二条二項の趣旨に反するともいえない。また、旧証券取引法は、証券市場への参入者に対する情報の開示を趣旨とするもので、旧商法会計が想定する開示対象者とは差異があるから、この点においても、その適法性判断に差異が生じても不合理ではないというべきである」としている。

以上検討したように本件には固有の特徴がいくつかあるが、それらは違法配当か否かを判断するにあたって直接関係のある事柄ではない。したがって本件は、通常の配当可

能利益があるとした会計処理の適否に関する裁判例に一事例を付け加えるものとであるととらえることができる。そこで以下では会社の行った会計処理が「公正なる会計慣行を斟酌」したものであるか否かを検討する。

二　本件では、関係会社株式減損、貸倒引当金、関係会社損失引当金に関する会社の行った会計処理が「公正なる会計慣行」に反するものとして検討の対象となっている。関係する規定は、平成一四年改正前商法二八五条ノ四第二項、二八五条ノ六第三項、二八七条ノ二であるが、その具体的な内容は、旧商法三二条二項の「公正なる会計慣行」を斟酌して決めることになる。Xは、公正なる会計慣行は、関係会社株式減損と貸倒引当金については企業会計基準第一〇号「金融商品に係る会計基準」（以下「金融商品会計基準」という）、金融商品会計基準実務指針等（以下、金融商品会計基準とあわせて「金融商品会計基準等」という）、関係会社損失引当金については、企業会計原則注解一八であると主張する。それに対し、Yらは、関係会社株式減損については、金融商品会計基準は、あくまでも有価証券報告書を作成する際の指針にすぎないとし、金融商品会計実務指針は企業会計審議会が公表したものではないから旧証券取引法一九三条等に該当せず、一義的明確性のない指針は、公正なる会計慣行にはなりえないと主張する。ただしA株式会社では平成一二年九月の中間期決算から金融商品会計基準等が適用開始となったことから、累積損失を有する関係会社全社について累積損失の解消可能性の有無につき検討している。また貸倒引当金は、従前から「公正なる会計慣行」となっていた税法基準を斟酌し、金融商品会計基準等を参考にしつつ、計上の要否の判断及び計上額の算出を行っていたと主張した。関係会社損失引当金については、「計上することを得」と定めているから、所定の要件を満たす場合であっても、同条が定める会計処理を行うことが許されるにすぎないと主張する。関係会社損失引当金に関して判旨は、Yらの主張と同様に平成一四年改正前商法二八七条ノ二を任意的裁量規定であるとし、何が公正なる会計慣行であるか判断をしていない。また貸倒引当金については、関係会社株式減損におけるのと同一の判断手法をとっている。そこで本評釈では、関係会社株式減損に関する会計処理が公正なる会計慣行を斟酌したものであるか否かを中心に検討することとする。このことは、過年度決算調査委員会調査報告書における調査事項が関係株式会社減損を中心とすることと整合する。なお会計処理の方法を変更しているところから継続性の原則との関係が会計上で

は問題となるが、本評釈では、その問題については立ち入らないこととする。

三　関係会社株式減損につき平成一四年改正前商法二八五条ノ六第三項は「資産状態が著しく悪化したるときは相当の減額」と定めているが、資産状態の著しい悪化や相当の減額の具体的内容については一義的に明らかとなるものではないため、旧商法三二条二項の「公正なる会計慣行」を斟酌して決めることになるとして、本件ではまず公正なる会計慣行の意義を述べたうえで本件当時の公正なる会計慣行につき検討を加えている。

旧商法三二条二項の「公正なる」とは、学説では営業上の財産及び損益の状況を明らかにするという目的に照らして公正であるか否かということであるとする（味村治＝加藤一昶『改正商法及び監査特例法等の解説』一一九頁、鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法〔第三版〕』三二九頁）。「会計慣行」については、民法九二条にいう事実たる慣習あるいは一般的に広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返して行われるものという通説的見解（大隅健一郎『商法総則〔新版〕』二一九頁）がある。また民法九二条にいう慣習ほど事実の繰り返しがなくとも会計慣行に該当し、実施されていないものでも、近く実行される見込みが確実であれば十分であるという見解（田中誠二＝喜多了祐『全訂コンメンタール商法総則』三三三頁）や会計慣行は確立した会計慣行のみを意味すると解しつつ、まだ実施されていないけれど、近く実施されることが確実な会計基準は、それが公正なるものであると認められる限り、旧商法三二条二項を類推適用して差し支えないという見解（服部栄三『商法総則〔第三版〕』三五一頁）があった。

「斟酌」とは、「公正なる会計慣行」によらない特別の事情がない限り、これによらなければならないという趣旨（鴻常夫『商法総則〔新訂第五版〕』二六〇頁）であり、斟酌という語が採用された主要な理由は、企業会計原則はその注解を含めて、種々な分子を混入しており、商法の解釈指針としてそのまま採用するには、整備が不十分であり、商法上これを採り入れるのには、商法の見地からの価値判断に基づく取捨選択の余地を残すのが適当と考えられたことによると指摘（田中誠二「商法改正要綱案の問題点」商事法務研究五二〇号九頁）されており、企業会計原則は、企業会計原則であることのみをもって、自動的に「公正なる会計慣行」であると解釈されるものではないと解されていた（味村治『会社決算の法律と実務』一〇頁）。

また公正なる会計慣行は一つとは限らず、複数存在する

ことがありうる（田中＝喜多・前掲『全訂コンメンタール商法総則』三三四頁、鈴木＝竹内・前掲『会社法〔第三版〕』三三〇頁）。複数存在する場合は、合理的な理由がない限り、そのいずれかに従わなければならない（弥永真生「会計基準の設定と「公正ナル会計慣行」」判例時報一九一一号二六頁）。

ただ遅くとも一九九〇年代後半には、少なくとも有価証券報告書提出会社については、企業会計審議会が公表した企業会計の基準の適用が証券取引法上強制される時点からは、その企業会計の基準が指示する会計処理方法は、商法上も、公正な会計慣行にあたるとするのが多数説になったと観察され、しかも商法計算規定のあり方として、情報提供目的が強調されるようになったことなどを背景として、企業会計審議会の公表する会計基準が唯一の公正なる会計慣行であると考えるべき場合がある、あるいはそのように（強く）推定されるとする見解がきわめて有力になっているとされる（弥永・前掲「会計基準の設定と「公正ナル会計慣行」」二六頁）。

裁判例としては、いわゆる旧長銀事件がある。銀行等金融機関では、大蔵省銀行局長の通達である税法基準に則した決算経理基準（改正前決算経理基準）が平成九年三月まで貸出金の償却・引当につき認められてきたが、その後、不良債権問題の拡大を受け、資産査定通達等の発出や改正後決算経理基準が発出された。平成一〇年三月期において旧長銀は、改正後決算経理基準（新基準）が具体性や定量性に乏しく、また税効果会計も未整備で同基準に厳格に従うべきか否かも明確ではない過渡的状況にあったため、改正前決算経理基準（旧基準）を採用し、配当を行った。ところが新基準によれば配当可能利益は存せず、新基準が唯一の公正なる会計慣行であるとして違法配当による取締役の責任が追及され（民事事件）、有価証券報告書虚偽記載罪・違法配当罪に当たるとして当時の頭取等が起訴された（刑事事件）。当時の同様の事件として旧日債銀事件がある。

この旧長銀事件民事事件第一審（東京地判平成一七年五月一九日判例時報一九〇〇号三頁）において旧商法三二条二項の解釈が初めて明示された。まず「公正なる」については、学説と同様に解した上で、「結局「公正なる」といえるか否かは、上記の目的に照らして、当該会計処理の基準（具体的な会計処理の理論あるいは方法）が、社会通念上、合理的なものであるといえるかどうかによって決せられるというべきである」としており、本件判旨もこの内容を踏襲するものとなっている。また本件は「会計慣行」

「斟酌する」についても旧長銀事件民事事件第一審の示した内容を踏襲している。

「会計慣行」については、通説的見解と同様の見解がとられているが、旧長銀事件では、基準の変更が行われたため、民事事件第一審で、更に新しい合理的な慣行が生まれようとしている場合と「公正なる会計慣行」の関係について「商法三二条二項が「会計基準」という用語ではなく「会計慣行」という文言を用いて、企業会計の技術・実務の発展に伴い、立法作用によらないで企業会計の基準を変更し得ることを容認した趣旨からすると、企業会計の実務の動向を考慮することが当然の前提となっていると解すべきである。……「慣行」という以上は、広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返して行われていることが必要というべきであって、いかにその内容が合理的なものであっても、そのことだけで直ちに「会計慣行」になり得ると解することはできないというべきである」とした上で「もっとも……特段の事情があれば「公正なる会計慣行」以外の会計処理の理論や方法によることも許されると解すべきであり……合理的な会計処理の方法が生まれようとしている場合には、これを後述の特段の事情のある場合に当たるとして、そのような新しい会計処理の方法によることも許されると解する余地はあるというべきである」とした。この「もっとも」以下の部分は、控訴審（東京高判平成一八年一一月二九日判例タイムズ一二七五号二四五頁）では、変更されている。

企業会計審議会では、金融商品会計基準を設定し、平成一二年四月一日以後に開始する事業年度から適用を開始するとした。そして金融商品に関する資産評価に関しては企業会計の基準のうち金融商品会計基準が企業会計原則に優先するとするため、本件の関係株式会社減損・貸倒引当金については金融商品会計基準の対象となる。また日本公認会計士協会が金融商品会計基準を実務に適用する具体的指針として定めた金融商品会計実務指針が平成一三年七月三日に改正され、平成一三年改正後の金融商品会計実務指針は平成一三年四月一日以降開始する事業年度から適用されることとなっていた。このように新たな基準が作られたため、本件では「会計慣行」につき原則としては、通説的見解でもある旧長銀事件民事事件第一審の判旨を踏襲し、「もっとも」以下の部分は変更された控訴審の内容を踏襲している。

ただし旧長銀事件では、監督官庁である大蔵省の発出する通達による会計処理であり、またどちらの基準に基づい

て計算書類を作成するかによって利益処分が可能か否か大きな違いがあったことなどから、新基準が「唯一の」公正なる会計慣行であるか否かが重要な問題となった点で本件と異なる。旧長銀事件民事事件に関しては、この「公正なる会計慣行」の一般論に基づいて旧基準、新基準について検討しているわけではないという指摘（岡本智英子〔旧長銀事件民事事件控訴審判批〕法学研究八三巻九号六五、六六頁）があるが、本件にも同様のことがいえる。

旧長銀事件・旧日債銀事件では、旧基準で会計処理した場合も違法ではないという判断がされているが、本件は、また異なる理論構成がなされている。本件では、まず平成一三年三月期における会計慣行について検討している。当時存在した基準として税法基準としての法人税基本通達九―一―一〇と金融商品会計基準等をあげ、両者が相反する内容ではないことを前提に、両者に共通の判断基準として①時価による実質価額が取得価格の五〇％以下となること、②相当期間での回復可能性のないことの二点をあげ、①②を会計慣行として確立したものとする。そしてさらに②の回復可能性を判断する一義的な基準は会計慣行として確立していなかったと推認するとする。公正なる会計慣行は複数あることも考えられると解されており、税法基準を公正なる会計慣行と認める裁判例（大阪地判平成一八年二月二三日判例時報一九三九号一四九頁、東京地判平成一七年九月二一日判例タイムズ一二〇五号二二一頁）も存在する。しかしながら公正なる会計慣行が複数存在する場合には、通常そのいずれかに従わなければならず、本件のように二つの基準の共通項をくくりだしてそれを会計慣行であると判断することはない。また税法等の規定は商法会計とは異なる目的のために作られている。確かに税法基準と金融商品会計基準等は、①②の表現がでてくるという意味では、考え方の軸を同じくするものといえるかもしれないが、税法基準の場合は、五〇％以下でかつ回復可能性がない場合に減損処理されるのに対し、金融商品会計基準等では、五〇％以下の場合は、回復可能性が十分立証されなければ減損しなければならないとして実質価額が著しく下落している場合は、原則として減損処理するという違いがある。したがって両者の共通項を会計慣行として確立したものという本件判旨には賛成できない。

また本件においてこの①②の基準によるのが「会計慣行」であるとしており、「公正なる」会計慣行とはいっていない。しかしながら①②の基準に基づきA株式会社の会計処理を公正なる会計慣行にもとる違法なものではないと

判断している。本判決に「公正なる」と書いていないのは何を意味しているのであろうか。

次に平成一四年三月期以降の会計慣行について本判決では検討している。そこでは改正金融商品会計実務指針の慣行性につき言及している。まず金融商品会計基準が、上場企業において有価証券報告書を提出するに当たり、これに従うことが法的に強制されていたから（旧証券取引法一九三条、財務諸表等規則一条一項二項）、会計実務において広く反復継続して実施されることがほぼ確実であるとした上で、改正金融商品会計実務指針が金融商品会計基準に従う企業において同様に実施されることがほぼ確実なものということができるとして慣行性を認めている（弥永真生〔本件判批〕ジュリスト一四四九号三頁は、本判決が両者の慣行性を認める点で新しいとする）。そして金融商品会計基準等の文言の一般的かつ合理的な解釈から導かれる会計処理の方法が会計慣行の内容と解するのを相当とするとしてやはり「公正なる」と書いていない。結局、本判決においては「公正なる」につき判断していないことになる。これは慣行性があれば、その公正性について必ずしも検討することなく原則として「公正な会計慣行」と考えているということであろうか（江頭憲治郎＝中村直人編『論点体系会社法三』四八〇頁〔本多正樹〕参照、弥永真生『会計基準と法』九四頁参照）。それとも「公正」性と「会計慣行」とを独立して評価することはできず、二つの要素があいまって（ときには公正性が強い要素となり、ときに慣行性の要素が強く認められる）ある会計実務なり会計基準なりが公正な会計慣行と評価されると理解すべきか（片木晴彦「公正な会計慣行と取締役の責任：日本長期信用銀行事件の考察」広島法科大学院論集第三号一九二頁）。また後者のような理解をすると慣行性が強い場合には公正性がある程度弱くても公正な会計慣行と認めうることになるのか（久保大作「「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」ことの意味」『会社法の争点』一七六頁）。

本件では、平成一四年三月期以降において金融商品会計基準等の「慣行性」について判断しているが、このような判断は平成一三年三月期についてもあてはまるものであるから税法基準と金融商品会計基準等の共通項をくくりだすという構成をとらずに、平成一三年三月期から金融商品会計基準等の文言の一般的かつ合理的な解釈から導かれる会計処理の方法が会計慣行の内容と解するのを相当とするとすべきだったのではなかろうか。本判決では「唯一の」会計慣行とは言っていないが近時の多数説と同様、本件のよ

うな有価証券報告書提出会社においては金融商品会計基準等が旧証券取引法上強制される時点から旧商法上も公正なる会計慣行にあたると解しているものと思われる。それではなぜ平成一三年三月期につき税法基準と金融商品会計基準等に共通の判断基準を会計慣行とするとしたのかは、Yらは必ずしも金融商品会計基準等を公正なる会計慣行ととらえていなかったような主張がみうけられ、もし金融商品会計基準等を公正なる会計慣行であるとすると、その段階でA株式会社の会計処理が違法なものとなってしまうという懸念があったためではないかと考えられる。

四　金融商品会計基準等を公正なる会計慣行として本件会計処理がその基準に反していなかった場合、次に問題になるのは、会計基準の具体的適用である。Yらは、義務的減損の要否につき、用いた利益計画などが当該会社の属する業界における通常の経営者の有すべき知見及び経験を基準に経営者として合理的な判断の幅を逸脱するものでなかったかによって判断されるべきであると主張しており、それをXは、関係会社株式の回復可能性の判断においては、取締役の経営判断原則と同様に取締役の裁量が認められるとYらは主張しているとする。そして本判決は、Yらの主張を認めるものとなっていることから、いわゆる（日本版）経営判断原則と類似した判断基準が、ある会計処理が適法であるか否かを判断するにあたって用いられる可能性を示唆しているとする見解（弥永・前掲〔本件判批〕三頁）がある（宇都宮地判平成二三年一二月二一日判例時報二一四〇号八八頁の評釈においても同様の指摘をしている。弥永真生〔判批〕ジュリスト一四五一号一一一頁）。しかしながら貸倒引当金に関してではあるが、認定には客観性のあることが要請されることはもちろんであるが、ある程度の主観的判断が入ることも差し支えないと解されている（上柳克郎他編『新版注釈会社法（八）』一六四頁〔蓮井良憲〕）ことから、ことさらに経営判断の原則と類似した判断基準が用いられる可能性を示唆したとするのではなく、同じ公正なる会計慣行を使っていても具体的適用については幅があることを明らかにした事例といえるのではなかろうか。

五　旧商法三二条二項における「斟酌」という用語は、会社法四三一条で「従うものとする」に改められた。この変更について立案担当者は実質的な規定内容が変わるものではないとしている（相澤哲編『立案担当者による新・会社法の解説』一二二頁）。しかしながら「斟酌」とされた経緯を鑑みると「斟酌」を廃止してより強い表現である「従

うものとする」とした以上、解釈も変わったと解すべきである（岸田雅雄「旧長銀事件最高裁判決の検討」商事法務一八四五号三一頁注八）。つまり「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従わないときは当然に違法な会計処理になることを意味する（岸田雅雄「公正な会計慣行」『会社法施行五年　理論と実務の現状と課題』一九九頁）。金融商品取引法一九三条を受けて制定された財務諸表等規則一条二項において企業会計審議会によって公表された企業会計の基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。そして金融商品取引法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」は会社法上の「公正な会計慣行」と考えられ（岸田・前掲「公正な会計慣行」二〇二頁）、「従うものとする」とすると、会社法上でも、公正な会計慣行は金融商品会計基準等であるとより強くいえることになろう。

藤田　祥子